

社保シリーズ

訪問診療にかかる 介護保険と医療保険の算定①

社保研究部

09年4月から介護保険が改定されたことに伴い、変更点と注意点、医療保険との算定調整について整理したい。

1. 歯科医院における介護保険の変更点

歯科医院側の変更点の一つだけである。歯科衛生士の居宅療養管理指導費が居宅（患家）の場合と居住系施設とに分かれた他に変更はない。

- 1) 歯科医師による居宅療養管理指導に変更はない
従来どおり 500単位/回(月2回)
(ケアマネジャーなどに情報提供しなかった場合は400単位)
※ケアマネジャーや居宅サービス事業者等への情報提供については、必ずしも文書で行う必要はない。
- 2) 歯科衛生士等による居宅管理指導の変更
下記の二つに分けられた。
- ①在宅の利用者に対して行う場合
従来どおり 350単位/回(月4回)
- ②居住系施設に入居している利用者に対して行う場合
350単位→300単位/回(月4回)
- 居住系施設の入居者とは下表のとおりで、グループホームやケアハウスで歯科衛生士が療養指導した場合は、従来と比べ50単位引き下げられたことになる。

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 高齢者専用賃貸住宅
- 小規模多機能型居住介護
- 認知症対応型共同生活介護

居宅療養管理指導サービスコード＜対象：要介護１～５＞

サービスコード		サービス内容略称	単位数	算定単位
種類	項目			
31	1111	居宅療養管理指導Ⅰ	500	1回につき
31	1101	居宅療養Ⅰ・末情報減算	400	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	350	
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ	300	

介護予防居宅療養管理指導サービスコード＜対象：要支援１，２＞

サービスコード		サービス内容略称	単位数	算定単位
種類	項目			
34	1111	予防居宅療養Ⅰ	500	1回につき
34	1101	予防居宅療養Ⅰ・未情報減算	400	
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	350	
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ	300	

訪問診療における介護保険と医療保険の算定

		居宅（患家）	軽費老人ホーム 有料老人ホーム グループホーム など	介護老人福祉施設 （特別養護 老人ホーム）	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	病院
介護保険	居宅療養管理指導費・介護予防 居宅療養管理指導費（歯科医師）	500 単位（ケアマネジャーへの情報 提供がない場合は 400 単位）		×	×	×	×
	居宅療養管理指導費・介護予防 居宅療養管理指導費（歯科衛生士）	350 単位	300 単位	×	×	×	×
医療保険	訪問診療料	○		○	○	○	○
	訪問歯科衛生指導料	×		○	○	○	○
	歯 管 在口管 実地指 特疾管 情Ⅰの注２※	○ 居宅療養管理指導費・介護予防居宅 療養管理指導費が算定されている場 合を除く		○	○	○	○
	在宅患者連携指導料	×		×	—	—	—
	在宅患者緊急時等カンファレンス	○		○末期の悪性腫瘍 患者に限る	×	—	—
	退院時共同指導料	—		×	×	×	○
	上記以外	○		○	○	○	○

※情Ⅰの注2とは、市町村または指定居宅介護支援事業者への情報提供のこと

- 3) 口腔機能向上サービスにおける記録様式の一部変更
 歯科衛生士がかかわる口腔機能向上加算に必要なスクリーニング、アセスメント、管理指導計画、モニタリング、評価などの記録様式が、昨年7月に下記の2種類にまとめられ、記述中心からチェック中心に変わっている。改定では様式が一部修正され、同等の内容なら別様式でもよい旨が明記された。
- ・口腔機能の向上サービスの記録 アセスメント・モニタリング評価
 - ・口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録

※様式見本は協会HP <http://osk-net.org/database/2009/05/0401kaigo.pdf>からダウンロードできる。

2. 歯科医院は算定できないが、歯科分野にかかわる主なもの

今回の改正で介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の側から訪問診療をしている歯科医院に対して、計画的な口腔ケアができるよう介護職員に技術的助言および指導等を行うことが求められる場合がある。というのは、口腔機能維持管理加算（30単位／月）が施設の方で算定できることになったためである。ただし、歯科医院側が助言や指導計画に参加しても点数や単位として評価されていないのが今回の改定の問題点である。

- 1) 口腔機能維持管理加算の算定要件
- 指定介護老人福祉施設において、①歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアにかかる技術的助言および指導を月1回以上行っている②施設側は指導、助言に基づいて入所者の口腔ケア・マネジメントにかかる計画を作成している——場合に算定できる。
- また、歯科医院側が医療保険において、歯科訪問診療料または訪問歯科衛生指導料を算定した月であっても口腔機能維持管理加算は算定できる。
- ①「口腔ケアに係る技術的助言および指導」とは
- 施設に対する次のいずれかの技術的助言および指導のこと。個々の入所者の口腔ケア計画までは算定要件として求められていない。
- ・入所者の口腔内状態の評価方法
 - ・適切な口腔ケアの手技
 - ・口腔ケアに必要な物品整備の留意点
 - ・口腔ケアに伴うリスク管理
 - ・その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項
- 注) 歯科訪問診療または訪問歯科衛生指導の実施時間以外に実施する。
- ②「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」
- 以下の事項を記載しなければならない。
- ・当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題
 - ・当該施設における目標
 - ・具体的方策
 - ・留意事項
 - ・当該施設と歯科医療機関との連携の状況
 - ・歯科医師の指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る）
 - ・その他必要と思われる事項

- 2) 栄養ケア計画、経口移行計画、経口維持計画への歯科医師の参画
施設側が算定できる栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算に必要な各種計画の共同作成者に歯科医師が追加された。